

8月8日 美浜原発の乾式貯蔵施設の審査会合

関電は周辺斜面の造成計画を変更 それでも土砂災害の危険はなくなる

2025 年 8 月 14 日 美浜の会

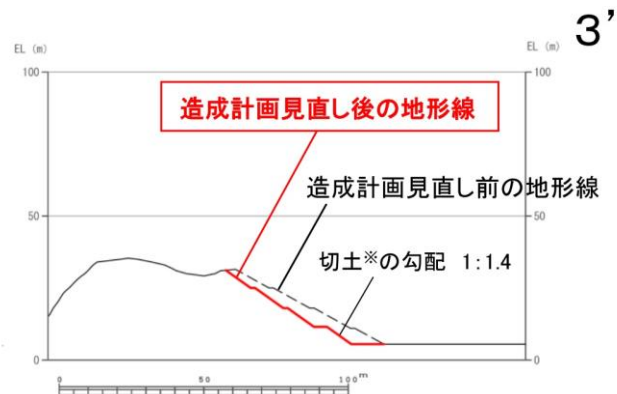
8 月 8 日、美浜原発の乾式貯蔵施設についての審査会合で、関電は、周辺斜面の造成計画を見直すと説明した。早期の許可を得るためだ。規制庁は、概ね妥当な検討がなされているとして、審査の終了を示唆した。しかし、土砂災害の危険はなくなっていない。

◆ 斜面の造成計画を変更。それでも、土砂災害の危険はなくなる

乾式貯蔵施設の背後（西側）の斜面は約 6m の高さに造成されるが、建屋に近い南西部分には約 27m の高さの斜面（以下「南西部斜面」）が残る。斜面の崩壊による土砂災害が問題になる。

（１）造成計画の見直しで、一層急な斜面に

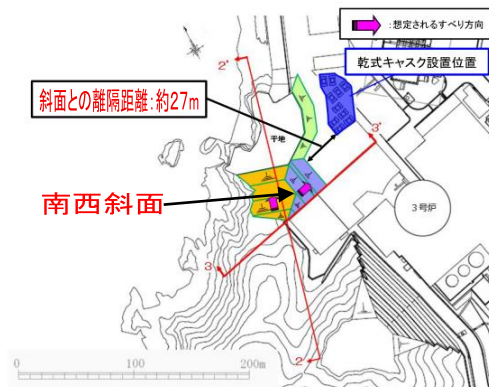
南西部斜面には、崩れやすい盛り土や埋め戻し土の部分があることが、以前の審査会合で指摘され、対応措置を要求されていた。関電は、これに対し盛り土や埋め戻し土を除去するために下図（8 月 8 日の関電資料 1※¹の 8 頁）の 3



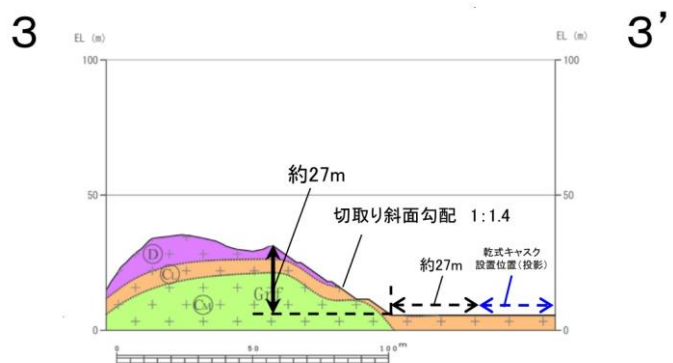
ように造成し直すと回答した。
見直し前の勾配は 1:1.8（約 29 度）だったが、見直し後は一番下の斜面の勾配が 1:1.4（約 36 度）となる。斜面全体の平均でも 30 度以上の傾斜であり、一層危険な「急傾斜地」となる。

（２）斜面からの離隔距離は不十分

造成計画の見直しによって、南西部斜面と乾式貯蔵施設との離隔距離は、約 22m から約 27m へとわずかに長くなった（下図。8 月 8 日の関電資料 1※¹の 17 頁）。だが斜面の高さは約 27m なので、斜面の高さの 1.4 倍の基準（「原子力発電所の基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価技術」）だと、約 $27\text{m} \times 1.4 = 37.8\text{m}$ の離隔が必要である。約 27m の離隔では不十分であり、斜面が崩れ



周辺斜面及び乾式キャスクの位置関係(平面図)
(関電資料に「南西部斜面」の文言と矢印を追加)



岩級区分図(3-3' 断面)

れば土砂が乾式貯蔵施設に流れ込む可能性がある。

国交省による「宅地防災マニュアル」では、勾配 30 度以上の斜面が「急傾斜地崩壊危険斜面」とされ、斜面の下端から斜面高さの 2 倍までを「危険箇所」と定めている（8 月 8 日審査会合 資料 1 64 頁）。この規定によれば、高さの 2 倍である約 $27\text{m} \times 2 = \text{約 } 54\text{m}$ の範囲が「危険箇所」となる。乾式貯蔵施設の大部分がこの範囲に入る。

◆ 格納設備が土砂で埋もれた場合の除熱評価は行われていない

南西斜面の土砂崩れで、乾式貯蔵施設に土砂が流れ込む危険性がある。格納設備が土砂に埋もれ給排気口が閉塞した場合、空気の対流による乾式キャスクの除熱ができなくなる。関電は、このような場合の除熱評価を行っていない。

乾式貯蔵施設の問題点を広め、美浜原発の乾式貯蔵施設に反対の声を強めていこう。

※ 1) 2025 年 8 月 8 日 審査会合（地盤・周辺斜面）関電資料

<https://www.da.nra.go.jp/detail/NRA100012235>

（参考資料）

・ 美浜の会ニュース No.193 「美浜原発の乾式貯蔵施設の問題点」

<https://www.jca.apc.org/mihama/News/news193/news193kanshiki.pdf>